

羽村市地域防災計画（令和８年修正案）意見公募手続きの結果について

羽村市地域防災計画（令和８年修正案）の意見公募を令和７年８月１日から９月１日まで実施し、１人の方から５件の意見がありました。

受け付けた意見と市の考え方をお知らせします。

受け付けた意見	市の考え方
p6-27:羽村市以外の影響も含まれているようです。議会答弁で回答されていたような羽村市独自の影響もとりとめた方が良いと思います。それらが市民への普及啓発のネタになるのではないのでしょうか。	羽村市に直接関係のない影響も含まれますが、降灰による一般的な影響を市民の皆様にも知っていただきたく、東京都地域防災計画火山編（令和７年修正）※２２６ページから２２７ページを引用しています。
p6-28:ライフライン対策はライフライン事業者、と記載されていますが、上下水道の管理者は羽村市であり、ライフライン事業者に含まれるとして取り扱っているのでしょうか。	上下水道については、市が管理者であるため、ライフライン事業者に羽村市も含まれるという認識です。
p6-28:後段で在宅避難が原則とあって、広域的な避難体制、とはどのようなことでしょうか。広範囲に降灰が想定される中、住民に市外への避難を求めるのでしょうか。	在宅避難や市内避難所における生活が難しいと判断した場合は、市外への広域避難を住民に呼びかけることになります。

p6-29:地域防災計画であ って、対策の方向性、と方 針だけ述べていることに 違和感を覚えます。方向性 とは別の表現の方が良く ないでしょうか。	東京都地域防災計画火山編（令和 7 年修正）※ 2 2 9 ページの表現に倣い「対策の方向性」としています。
p6-32:降灰調査項目につ いて、素人が識別できるよ うな内容に思えないです。 可能なのでしょうか。	わかる範囲で、伝達することになります。 御意見のとおり、構成粒子の種類までは、市としても 特定することは難しいと思われますので、写真を送って 気象庁に判断してもらうことになります。

※東京都地域防災計画火山編（令和 7 年修正）

URL:https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/000/361/2025chiikibou_kazan.pdf